第２号様式（第４条、第５条第１項及び第６条）　　　　　　　　　　　　 建築物（指定施設）用

R5.10.1～

適合状況一覧表

※　この適合状況一覧表は、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第５をもとに作成しており、数字（１～19や(1)(2)等)及び記号（ア イ ウ等）は、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第５の数字や記号に対応しています。

施設の区分（　　　　　　　　　　 ）

↓ 対象となる整備項目にチェックをしてください。　　「適合・不適合」、「あり・なし」はいずれかに○をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 整備項目 | チェック項目 |
| □１移動等円滑化経路 | (1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち１以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。 |
|  | ア　建築物に、利用居室を設ける場合　道等から当該利用居室までの経路 | あり・なし |  |
| イ　建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合　利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）又は住室から当該車いす使用者用便房までの経路 | あり・なし |  |
| ウ　建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合　当該車いす使用者用駐車施設から利用居室又は住室までの経路 | あり・なし |  |
| エ　建築物に住室を設ける場合　道等から当該住室までの経路 | あり・なし |  |
| オ　５の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合　利用居室から当該授乳ができる場所までの経路 | あり・なし |  |
| カ　５の項(2)クただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合　利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路 | あり・なし |  |
|  | (2) 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けてはならない。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。 | 適合・不適合 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| □２敷地内の通路 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。（６診療所（患者の収容施設がないものに限る。）(300㎡未満)、８薬局(300㎡未満)、16理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（300㎡未満）、36地下街の施設については、(1)イの整備基準は適用しない。） |
|  | ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | 適合・不適合 |  |
| イ★　次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。 |
|  | (ｱ) 段の上端及び下端に近接する部分 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) 車路に近接する部分 | 適合・不適合 |  |
| ウ　段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであること。 | あり・なし |  |
|  | (ｱ) 両側に、次に掲げる手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ａ　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
| ｂ　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｃ　手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| ｄ　段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。 | 適合・不適合 |  |
| ｅ　手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75cm以上85cm以下とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｆ　手すりの水平部分の高さは、踏面又は床面から75cm以上85cm以下とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｳ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること | 適合・不適合 |  |
| (ｴ) 回り段でないこと。 | 適合・不適合 |  |
| (ｵ) けこみ板を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｶ) 段鼻には、滑り止めを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | エ　傾斜路は、次に掲げるものであること。 | あり・なし |  |
|  | (ｱ) 勾配が12分の１を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の１を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。 | １／高さ　　cm |  |
|  | ａ　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
| ｂ　手すりの高さは、75㎝以上85㎝以下とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｃ　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｄ　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 | 適合・不適合 |  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | (2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 |
|  |  | ア　表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  | イ　幅は、140㎝以上とすること。 | 　　　cm |  |
|  | ウ　50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | エ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 適合・不適合 |  |
|  | オ　傾斜路は、次に掲げるものであること。 | あり・なし |  |
|  |  | (ｱ) 幅は、140㎝以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあっては、100㎝以上とすること。 | ㎝併設する・しない |  |
|  |  |  | ａ　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10㎝を限度として、ないものとみなす。）が、120㎝以上 | ㎝ |  |
|  |  | ｂ　蹴上げの寸法が、18㎝以下 | ㎝ |  |
|  |  | ｃ　踏面の寸法が、26㎝以上 | ㎝ |  |
|  |  | (ｲ) 勾配は、12分の１を超えないこと。 | １/ |  |
|  |  | (ｳ) 高さが75㎝を超え、かつ、勾配が20分の１を超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150㎝以上の踊場を設けること。 | 高低差　　cm適合・不適合 |  |
|  |  | (ｴ) ２(1)エ(ｱ)に定める構造の手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  |  |  | 〔２(1)エ(ｱ)に定める構造〕 |
|  | ａ　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
|  | ｂ　手すりの高さは、75㎝以上85㎝以下とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ｃ　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ｄ　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
|  | (ｵ) 両側に、側壁又は高さ５㎝以上の立ち上がり部を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | カ　傾斜路の前後には、長さ150㎝以上の水平部分を確保すること。 | 適合・不適合 |  |
|  | キ　排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (3) 道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における１の項(1)ア及びエ並びに(2)の規定の適用については、１の項ア及びエ中「道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| □ ３駐車場 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車いす使用者用駐車施設を１以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の１以上)設けなければならない。（30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36地下街、37複合施設については、機械式駐車場のみを設置する場合に限り、適用しない。） | 総駐車台数台中台 |  |
| (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　幅は、350㎝以上とすること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　１の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　自走式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (ｱ) 奥行きは、600㎝以上とすること。ただし、当該駐車場の総駐車台数が100を超える場合における２台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500㎝以上とすることができる。 | 適合・不適合 |  |
|  | (ｲ) 水平な場所に設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (ｳ) 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。 | 適合・不適合 |  |
| エ　機械式駐車場に設ける場合は、次に掲げるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (ｱ) 乗降スペースは、水平な場所に設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (ｲ) 車いす使用者が円滑に利用できる構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (3) 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| □ ４出入口 | 移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものでなければならない。（６診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300㎡未満）、８薬局（300㎡未満）、36地下街、37複合施設については、直接地上へ通ずる出入口について基準を適用する。） |
| (1) 幅は、80㎝以上とすること。ただし、(2)に掲げるものを除く。 | ㎝ |  |
| (2) 直接地上へ通ずる出入口の幅は、90㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| (3) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 適合・不適合 |  |
| (4) 戸の横に幅30cm以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。 | 適合・不適合 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| □ ５廊下等 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | 適合・不適合 |  |
| イ★　階段の上端及び下端又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の１を超えず、又は高さが16㎝を超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
| (2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　表面は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　幅は、140㎝以上とすること。（※30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35寄宿舎、37複合施設については、この整備基準は適用しない。） | ㎝ |  |
| ウ　50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| エ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 適合・不適合 |  |
| オ　傾斜路の前後には、長さ150cm以上の水平部分を確保すること。（６診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300㎡未満）、８薬局（300㎡未満）、16理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（300㎡未満）、36地下街については、この整備基準に限り適用する。）  | 適合・不適合 |  |
| カ　排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| キ　授乳ができる場所を１以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近に、その旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 | 適合・不適合 |  |
| ク　おむつ交換ができる場所を１以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 | 適合・不適合 |  |
| (2)キ及びクの基準について、９学校においては幼稚園、26体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設においては一般公共の用に供する施設に限り適用する。また、23遊技場において、風営法第２条第１項第４号に規定する営業を行う施設については、適用しない。 |
| 15銀行その他これに類するサービス業を営む店舗（300㎡未満）については(1)イ及び(2)エの整備基準に限り適用する。 |

|  |  |
| --- | --- |
| □　６階段 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならない。（36地下街の施設については、(1)オの整備基準は適用しない。） |
|  | ア　両側に、２の項(1)ウ(ｱ)に定める構造の手すりを設けること。（30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35寄宿舎、37複合施設については、この整備基準は適用しない。） | 適合・不適合 |  |
|  | 〔２の項(1)ウ(ｱ)に定める構造〕 |
|  | ａ　踊場の手すりは、段がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
| ｂ　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｃ　手すりの端部には、傾斜部分となだらかに接続した水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| ｄ　段がある部分の手すりは、直線の形状とすること。ただし、建築物の構造上やむを得ない場合は、この限りでない。 | 適合・不適合 |  |
| ｅ　手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75cm以上85cm以下とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｆ　手すりの水平部分の高さは、踏面又は床面から75cm以上85cm以下とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| エ　段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| オ★　段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。（15銀行その他これに類するサービス業を営む店舗（300㎡未満）についてはこの整備基準に限り適用する。） | 適合・不適合 |  |
| カ　回り階段でないこと。 | 適合・不適合 |  |
| キ　蹴上げの寸法は、18㎝以下とすること。 | ㎝ |  |
| ク　踏面の寸法は、26㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| ケ　幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10㎝を限度として、ないものとみなす。）は、120㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| コ　けこみ板を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| サ　段鼻には、滑り止めを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (2) (1)カの規定は、８の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合であって、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段が適合すれば足りることとする。 |
| (3) (2)の規定に関わらず、(1)カの規定は、８の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、適用しない。 |
| (4) (1)キからサまでの規定は、８の項に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーが設けられている経路が確保されている場合にあっては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する主たる階段のうち１以上が適合すれば足りることとする。 | 適合・不適合 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| □　７傾斜路 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならない。（６診療所（患者の収容施設がないものに限る。）(300㎡未満)、８薬局(300㎡未満)、16理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗（300㎡未満）、36地下街の施設については、(1)エの整備基準は適用しない。） |
|  | ア　勾配が12分の１を超え、又は高さが16㎝を超える傾斜がある傾斜路には、２の項(1)エ(ｱ)に定める構造の手すりを設けること。 | １／高さ　　cm |  |
|  | 〔２の項(1)エ(ｱ)に定める構造〕 |
| ａ　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
| ｂ　手すりの高さは、75㎝以上85㎝以下とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｃ　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｄ　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| イ　表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| エ★　傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の１を超えず、若しくは高さが16㎝を超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。 | 適合・不適合 |  |
| (2) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　幅は、140㎝以上とすること。ただし、次に掲げる階段に併設するものにあっては、100㎝以上とすること。 | ㎝併設する・しない |  |
|  | (ｱ) 蹴上げの寸法が、18㎝以下 | ㎝ |  |
| (ｲ) 踏面の寸法が、26㎝以上 | ㎝ |  |
| (ｳ) 幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10㎝を限度として、ないものとみなす。）は、120㎝以上 | ㎝ |  |
| イ　勾配は、12分の１を超えないこと。 | １／　 |  |
| ウ　高さが75cmを超えるものにあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。 | 高低差　　cm適合・不適合 |  |
| エ　２の項(1)エ(ｱ)に定める構造の手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | 〔２の項(1)エ(ｱ)に定める構造〕 |
| ａ　踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。 | 適合・不適合 |  |
| ｂ　手すりの高さは、75㎝以上85㎝以下とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｃ　握りやすい形状とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｄ　手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。 | 適合・不適合 |  |
| オ　両側に、側壁又は高さ５㎝以上の立ち上がり部を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| □　８エレベーターその他の昇降機 | (1) 移動等円滑化経路を構成するエレベーター（(2)に規定するものを除く。以下この項において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものでなければならない。（30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35寄宿舎、37複合施設は、階数が４以上（専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。）の施設に限り適用する。） |
|  | ア　かごは、利用居室、住戸、住室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　かご及び昇降路の出入口の幅は、80㎝以上とすること。ただし、床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該エレベーターにより往来することができる建築物の部分（非常時においてのみ往来することができる建築物の部分を除く）の床面積の合計が5,000平方メートル以下である場合を除く。）のかご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とすること。 | ㎝ |  |
| ウ　かごの奥行きは、135㎝以上とすること。 | ㎝※ |  |
| エ　乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150㎝以上とすること。 | 適合・不適合 |  |
| オ　かご内の左右両面の側板及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| カ　かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| キ　乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ク　床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。 |
|  | (ｱ) かごの幅は、140㎝以上とすること。※ | ㎝ |  |
| (ｲ) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ケ　かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| コ　かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、次に掲げる方法のいずれかにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (ｱ) 点字 |  |
| (ｲ) 文字等の浮き彫り |  |
| (ｳ) 音による案内 |  |
| (ｴ) その他これらに類するもの |  |
| サ　かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| シ　かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ス　かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ※　30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、35寄宿舎については、(1)クに規定する整備基準は、エレベーターのかごの幅が105cm以上かつ、後方を確認できる鏡を設置した場合に限り、適用しない。 |
| (2) 移動等円滑化経路を構成する令第18条第２項第６号の規定により国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして同号の規定により国土交通大臣が定める構造としなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| □　９　便所 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　出入口の幅は、80㎝以上とすること。ただし、便房が廊下等に直接面している場合は、この限りでない。 | ㎝ |  |
| エ　次に掲げる洗面台を１以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (ｱ) 洗面器（乳幼児用のものを除く。）の両側（洗面器が荷重に対し必要な強度を有さず、身体を支持することができない場合には、両側及び手前）に手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｳ) 洗面台の鏡は、床面から90㎝以下の位置から上方へ垂直に80㎝以上の長さで設けること。ただし、乳幼児用のものの位置及び長さについては、この限りでない。 | 適合・不適合 |  |
| オ　男子用小便器を設ける場合には、そのうち１以上は、次に掲げるものであること。 |
|  | (ｱ) 床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35㎝以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。 | 適合・不適合 |  |
| (ｳ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｴ) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。 | 適合・不適合 |  |
| カ　車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち１以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上)は、次に掲げるものであること。ただし、車いす使用者用便房以外に設ける便房が男子用小便器のみである場合には、(ｳ)の規定は適用しない。 |
|  | (ｱ) 手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｳ) 便器は、腰掛便座とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。（６診療所（患者の収容施設がないものに限る。）(300㎡未満)、８薬局(300㎡未満)、９学校（300㎡以上1,000㎡未満）、10自動車教習所その他これに類するもの(300㎡以上1,000㎡未満)、36地下街（300㎡以上1,000㎡未満）の施設については、(2)の整備基準は適用しない。） |
|  | ア　便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を１以上設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (ｱ) 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ａ　腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「Ｌ型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ｂ　Ｌ型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。 | 適合・不適合 |  |
| ｃ　Ｌ型手すりと可動式の手すりの間隔は、70㎝以上75㎝以下とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｄ　可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。 | 適合・不適合 |  |
| ｅ　Ｌ型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25cm程度とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｳ)　次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。 |
|  | ａ　腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。 | 適合・不適合 |  |
| ｂ　腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。 | 適合・不適合 |  |
| ｃ　便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｴ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｵ) 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。 | 適合・不適合 |  |
|  | ａ　洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｂ　洗面器の下端の高さは、床面から65㎝以上70㎝以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。 | 適合・不適合 |  |
| ｃ　洗面台の鏡は、床面から90㎝以下の位置から上方へ垂直に80㎝以上の長さで設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｶ) 紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｷ) 非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。（17公衆便所のうち公園内に設置する便所については、別表9備考23を参照。） | 適合・不適合 |  |
| (ｸ) 戸の横に幅30㎝以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。 | 適合・不適合 |  |
| (ｹ) 当該便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。 | 適合・不適合 |  |
| イ　便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を１以上設けること。（30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36地下街、37複合施設については、この整備基準は適用しない。） | 適合・不適合 |  |
|  | (ｱ) 当該便房の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。（17公衆便所のうち公園内に設置する便所については、別表9備考24を参照。） | 適合・不適合 |  |
| (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。(９学校においては幼稚園、26体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設においては一般公共の用に供する施設に限り適用する。また、23遊技場において、風営法第２条第１項第４号に規定する営業を行う施設については、適用しない。) | 適合・不適合 |  |
|  | ア　乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 | 適合・不適合 |  |
| イ　乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房 | 適合・不適合 |  |
| □ 10浴室、シャワー室又は更衣室 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ１以上）は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　出入口は、次に掲げるものであること。 |
|  | (ｱ) 幅は、80cm以上とすること。 | ㎝ |  |
| (ｲ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 適合・不適合 |  |
| エ　高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。 | 適合・不適合 |  |
| オ　浴槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。 | 適合・不適合 |  |
| □ 11ホテル又は旅館の客室 | (1) 客室のうち客室の総数に100分の１を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上は、車いす使用者用客室を設けなければならない。 | 総客室数室中　　　　　室 |  |
| (2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　便所は、次に掲げるものであること。 |
|  | (ｱ) ９の項(2)ア(ｲ)から(ｷ)までに定める構造の車いす使用者用便房を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。 |
|  | ａ　幅は、80㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| ｂ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 適合・不適合 |  |
| (ｳ) 水洗器具を備えた便房を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。 |
|  | (ｱ) 車いす使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｳ) 出入口は、ア(ｲ)に掲げるものであること。 |
|  | ［ア(ｲ)に掲げるもの］ |
|  | ａ　幅は、80㎝以上とすること。 | ㎝ |  |
| ｂ　戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 | 適合・不適合 |  |
| (ｴ) 車いす使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｵ) 水栓は、容易に温度調節のできるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| エ　ベッドは、次に掲げるものであること。 |
|  | (ｱ) ベッドの高さは、車いすの座面の高さと同程度とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) ベッドは、車いすのフットサポートが下部に入る高さとすること。 | 適合・不適合 |  |
| オ　高さ120cm、奥行き60cm程度の収納棚及び高さ120cm程度のハンガー掛けを設けること。 | 適合・不適合 |  |
| カ　コンセント、スイッチ等は、床面から40cm以上110cm以下の高さに設け、操作が容易であるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| キ　スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| □　12客席及び舞台 | (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　車いす使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に２以上設けること。 | 　　　　　席適合・不適合 |  |
| イ　出入口から車いす使用者用の客席に至る経路のうち１以上は、次に掲げるものであること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (ｱ) 車いす使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) 段又は勾配が12分の１を超える傾斜路を設けないこと。 | 適合・不適合 |  |
| (ｳ) 傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　車いす使用者用の客席は、１席当たり幅90cm以上、奥行き150cm以上とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保することとし、当該経路のうち１以上は、次に掲げるものでなければならない。 | 適合・不適合 |  |
|  | ア　車いす使用者が通路等を通行しやすい幅とすること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　段又は勾配が12分の１を超える傾斜路を設けないこと。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　傾斜路を設ける場合は、その前後の通路等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| □ 13 標識 | (1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
|  | ア　高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本産業規格Ｚ8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。 | 適合・不適合 |  |
| (2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| ６診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300㎡未満）、８薬局（300㎡未満）、９学校（1,000㎡未満）、10自動車教習所その他これに類するもの（1,000㎡未満）、30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36地下街、37複合施設については、この整備基準を適用しない。ただし、これらの施設が標識を設ける場合は、上記の整備基準を遵守すること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| □14案内設備 | (1) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に掲げる構造の案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 |
|  | ア　大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は、地色と対比効果があるものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　高齢者、障害者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　高齢者、障害者等に見やすい高さに設けること。 | 適合・不適合 |  |
| エ　照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| オ　案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次に掲げる方法のいずれかにより視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
|  | ア　点字 |  |
| イ　文字等の浮き彫り |  |
| ウ　音による案内 |  |
| エ　その他これらに類するもの |  |
| (3) 案内所を設ける場合は、(1)及び(2)の規定は適用しない。 | あり・なし |  |
| ６診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（300㎡未満）、８薬局（300㎡未満）、９学校（1,000㎡未満）、10自動車教習所その他これに類するもの（1,000㎡未満）、30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、36地下街、37複合施設については、この整備基準を適用しない。ただし、これらの施設が案内設備を設ける場合は、上記の整備基準を遵守すること。 |
| □ 15案内設備までの経路 | 歩道上から14の項(2)に規定する設備又は同項(3)に規定する案内所までの経路のうち１以上は、次に掲げるものでなければならない。(５診療所（患者の収容施設があるものに限る。）（1,000㎡未満）、６診療所（患者の収容施設がないものに限る。）（1,000㎡未満）、８薬局（1,000㎡未満）、11博物館、美術館又は図書館（1,000㎡未満）、13集会場（一の集会室の面積が200㎡を超えるものに限る。)又は公会堂（1,000㎡未満）、15銀行その他これに類するサービス業を営む店舗（銀行を除く。）（1,000㎡未満）、16理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗、19百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（薬局を除く。）（1,000㎡未満）、20飲食店、21クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、22劇場、観覧場、映画館又は演芸場（1,000㎡未満）、23遊技場、25公衆浴場、26体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設、27ホテルまたは旅館、29展示場においては、「歩道状から」とあるのは「道等から」とする。） |
| (1) 当該経路に、視覚障害者の誘導を行うために、16の項(1)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。 | 適合・不適合 |  |
| (2) 当該経路を構成する傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、16の項(1)に定める構造の点状ブロック等を敷設すること。ただし、勾配が20分の１を超えず、若しくは高さが16cmを超えず、かつ、勾配が12分の１を超えない傾斜がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場である場合を除く。 | 適合・不適合 |  |
| □16視覚設備 | (1) 視覚障害者用誘導用ブロックの構造は、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　大きさは、縦横それぞれ30cm以上とすること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとし、色は、原則として黄色とすること。 | 適合・不適合 |  |
| ウ　材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、および輝度の低下が少ない素材とすること。 | 適合・不適合 |  |
| エ　形状は、次のとおりとすること。 |
|  | (ｱ) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとすること。 | 適合・不適合 |  |
| (ｲ) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。 | 適合・不適合 |  |
|  | (ｳ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (2) 階段、段及び傾斜路の手すりの始終端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (3) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (4) 視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の１以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| □17聴覚設備 | (1) 別表第１　１建築物の部４の項及び15の項に掲げる施設の利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、そのうち１以上は、文字により情報を表示する設備を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を１台以上備えなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (3) 用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| □18誘導設備等 | (1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (2) 屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点滅型誘導灯を設けなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| □19附帯設備 | (1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、１以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保しなければならない。 | 適合・不適合 |  |
| (2) 水飲みを設ける場合は、１以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。 | 適合・不適合 |  |
| (3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、１以上を高齢者、障害者等が利用しやすい位置に設け、次に掲げるものでなければならない。 |
|  | ア　前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。 | 適合・不適合 |  |
| イ　操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。 | 適合・不適合 |  |

★印のある整備基準は、７助産所（1,000㎡未満）、９学校（1,000㎡未満）、10自動車教習所その他これに類するもの(1,000㎡未満)、12博物館類似施設その他これに類する施設（1000㎡未満）、14集会場（全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。）（1,000㎡未満）、18認可外保育施設、24キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの、28ホテル又は旅館以外の宿泊施設、30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これに類するもの、33自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）、35寄宿舎、37複合施設については、適用しない。

（備考）

　２老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(認可外保育施設を除く。)、９学校（特別支援学校を除く）、10自動車教習所その他これに類するもの、18認可外保育施設、26体育館、水泳所、ボーリング場その他これらに類する運動施設、30事務所、31工場、32学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの、34共同住宅及び35寄宿舎について、この表中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。